

地域医療連携推進認定について

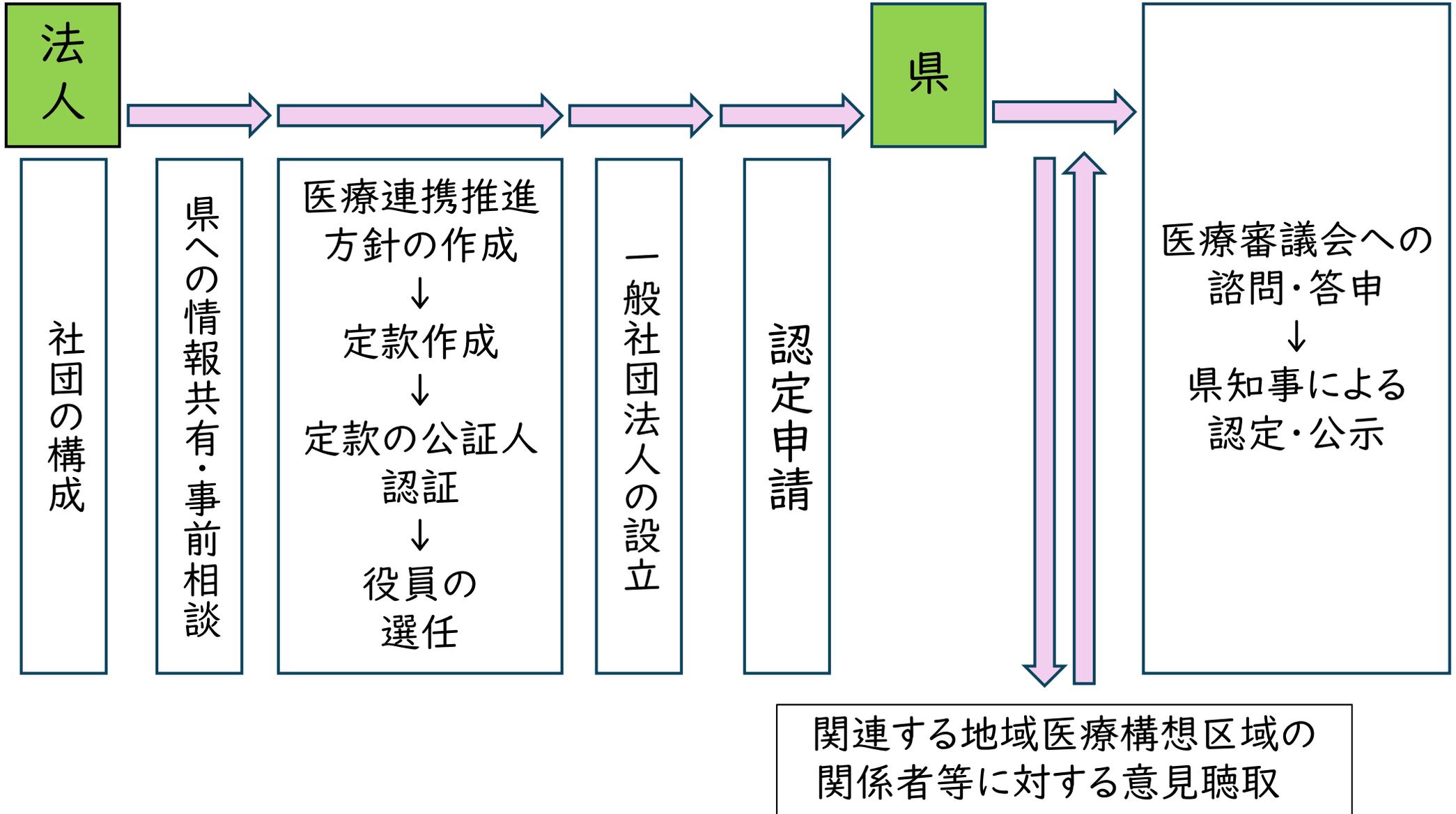
(一般社団法人能代山本とともに医療ネットワーク)

秋田県健康福祉部医務薬事課

地域医療連携推進法人の制度概要

趣 旨	<p>地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定する制度（平成29年4月から制度開始）</p> <p>[参考]</p> <p>令和7年10月1日現在、58法人が認定 （東北は本県3法人、青森県2法人、山形県2法人、福島県2法人）</p>
医療連携推進業務 ※実施可能なもの	<p>①医師等の共同研修 ②医薬品等の共同購入 ③参加法人への資金の貸付 ④関連事業者への出資 ⑤医療機関の開設 ⑥参加法人間の人事交流 ⑦参加法人間の病床融通（別途、医療審議会の審議が必要）</p> <p>※そのほか、参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べることが可能</p>
主な認定基準	<p>①病診、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人等が複数参画していること</p> <p>②医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること</p> <p>③医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること</p>

認定までの流れ



申請内容

申請者	一般社団法人能代山本ともに医療ネットワーク
団体の構成	秋田県厚生農業協同組合連合会 独立行政法人地域医療機能推進機構 一般社団法人能代市山本郡医師会
役員	代表理事 太田原 康成 氏 (能代厚生医療センター 院長) 理事 大塚 博徳 氏 (JCHO秋田病院 院長) 理事 加藤 裕治郎 氏 (能代山本郡医師会病院 院長) 監事 佐々木 翔 氏 (能代厚生医療センター 経営企画課長)
医療連携方針	[医療連携推進区域] 能代市、三種町、八峰町、藤里町 [連携業務の内容] ① 3病院の連携のさらなる強化 (地域住民に最適な医療サービスを提供できるような病院間の連携を行う) ② 職員の人材育成、人材交流 (職員研修を共同で実施し、人的資源の向上を図るとともに、安定的に医療サービスを提供するために職員の相互間交流を図る) ③ 診療機能の集約化・分担、病床機能の再編・適正化 (救急・急性期医療機能の集約化を進め、更なる高度化を図るとともに、回復期・慢性期医療機能の集約化も進め、療養環境の整備を図る)

審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
1	地域医療連携推進法人の社員は、病院等を開設している法人等及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者とする事。	法70条第1項	病院を開設している秋田県厚生農業組合連合会、(独)地域医療機能推進機構、(一社)能代市山本郡医師会から構成されている。	適
2	医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であること。	法70条第2項	定款上、医療連携推進業務として掲げられている業務はいずれも医療連携の推進を図るために行われる業務である。 また、すべて医療連携推進方針に記載されている。	適
3	医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。	法70条の3第1項	医療連携推進業務のみを行うものである。	適
4	医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。	法70条の3第2項	構成員の会費による収入見込みが記載されているほか、経理処理は能代厚生医療センター事務局が担うこと、急性期医療等の運営実績から技術的能力の裏付けがある。	適

審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
5	医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。	法70条の3第3項	申請法人は施設、金銭及び資産を保有しておらず、また、申請書類上、社員等に対して特別な利益を与えないことを明記している。	適
6	医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	法70条の3第4項	医療連携推進業務以外の業務を行う予定はなく、支障を及ぼすおそれはない。	適
7	医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 イ 医療連携推進区域 ロ 参加法人等が当該区域において開設する病院等の機能分担及び業務連携に関する事項 ハ 当該事項の目標に関する事項 ニ 運営方針 ・医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。	法70条の3第5項	記載すべき事項に漏れはない。 令和8年2月27日に開催された地域医療構想調整会議において意見聴取を行い、了承を得ている。	適

地域医療構想調整会議での主な意見

発言者	内容
森岳温泉病院 大淵院長	我々の病院も地域医療連携推進法人に参画しており、それなりの成果が出てきているが、能代山本ともに医療ネットワークは開設の母体がバラバラなので、それをまとめるのは大変なことだと思う。意を決して頑張ってもらいたい。
JCHO秋田病院 大塚院長	10年後の医療を守っていくという強い決意で頑張りたい。 母体が違う病院をまとめるにはコンサルタントを入れることが必要だと思うので、そういう部分で県から援助してもらいたい。
能代山本医師会病院 加藤院長	この法人に我々は懸けている。医療従事者の交流やベッドコントロールを行い、最終的には病院の再編に向けて、仲間意識を持ってやっていきたい。
能代厚生医療センター 太田原院長	これまでたくさんの時間をかけてきたが、ようやくプラットフォームができようとしている状態だと思う。ここからが本番だと思うので、県からの協力をいただきながら、しっかりと進めてまいりたい。

審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
8	医療連携推進区域を定款で定めているものであること。	法70条の3第6項	定めている。	適
9	社員は、参加法人等に限る旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第7項	定めている。	適
10	病院等を開設する参加法人等の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人等の議決権の合計を超えるものであること。	法70条の3第6項	いずれも病院等を開設しているとともに、設立時社員として議決権を有している。	適
11	社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。	法70条の3第7項	厚生労働省が示しているモデル定款に準拠しており、差別的な条件等は付していない。	適
12	社員は、各一個の議決権を有するものであること。	法70条の3第10項	定款において各一個の議決権が付与されている。	適

審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
13	参加法人等の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。	法70条の3第11項	参加法人はいずれも設立時社員として議決権を有しており、参加法人以外に議決権を有している者は、設立時点で存在しない。	適
14	営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事(以下「社員等」という。)としない旨を定款で定めていること。	法70条の3第12項	定めている。	適
15	役員について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事3人以上、監事1人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。 ・ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。 	法70条の3第13項	妥当である。	適

審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
16	代表理事を1人置いているものであること。	法70条の3第14項	置いている。 代表理事 太田原 康成氏 (能代厚生医療センター院長)	適
17	理事会を置いているものであること。	法70条の3第15項	置いている。	適
18	地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第16項	定めている。	適
19	参加法人等が予算の決定その他の重要な事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第17項	定めている。	適

審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
20	医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第18項	定めている。	適
21	清算する場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第19項	定めている。	適
22	法70条の4各号に定める欠格事項に該当しないこと。	法70条の4	該当しない。	適
23	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号及び法第70条の3第1項第6号、第7号、第12号及び第16号から第19号までに規定する事項を定款に定めていること。	法70条の17	定めている。	適